

新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した学生への 2020年度 東北文化学園大学授業料減免制度について

東北文化学園大学では、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、授業料の納付が極めて困難な学生に対して、学生本人からの申請に基づき、経済的状況や家庭状況等を鑑み、審査選考の上、授業料を減免します。

本制度は、経済的理由により修学を断念することがないように、修学を支援することを目的としております

記

1. 応募資格

応募資格は、次のすべての条件を満たす者とします。

- (1) 東北文化学園大学の学生として、2020年度末まで在籍する見込みがある者（但し、大学院学生、科目等履修生、単位従量制特別措置学生及び最低修業年限を超えた学生は除く）
- (2) 学生本人の保護者又はこれに代わって家計を支えている者（以下、「家計支持者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少により、公的支援（緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予等）を受けていること、又は第1家計支持者及び第2家計支持者の2020年の所得が2019年の所得と比較し1/2以下となる見込みであること。
- (3) 第1家計支持者及び第2家計支持者の2020年の所得見込みが、給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外の場合は355万円以下である者。
- (4) 「高等教育の修学支援新制度」について、2020年4月から減免等の支援を受けていない者（2020年10月からの支援を申請したが採用されなかった者を含む）。 ※

※採用された場合は、新制度による支援が受けられます。

2. 減免内容

本学が定める範囲内で2020年度に限り、学生それぞれの状況を鑑み後期授業料を減免します。なお、授業料減免額は、学生それぞれの状況を鑑み選考委員会が決定します。

※授業料には、実験実習費及び施設設備費は含みません。

3. 申請方法

授業料減免制度を希望する方は、申請書に必要書類を添付し提出して下さい。

3-1 全員必ず提出する書類

-	提出書類チェック表	提出書類を確認して提出。
①	授業料減免申請書	すべて記入し提出。
②	2019年の収入を証する書類 (所得証明書、課税証明書、 非課税証明書等) <u>※源泉徴収票は不可</u>	<p>・第1家計支持者及び第2家計支持者の分を提出。</p> <p>・自治体（市区町村）が発行する2019年の収入を証する書類を提出。収入が無い場合は、非課税証明書を提出。</p> <p>※2019年中（2019.1.1～2019.12.31）の収入金額が記載されていること。</p>
③	世帯全員の住民票（写し可）	<p>・必ず世帯全員の住民票（6か月以内のもの）を提出。同居していなくても扶養関係がある方の住民票も必要。</p> <p>・家計支持者が死亡した場合は、死亡日記載のあるもの。</p>
④	月収証明書	2020年1月以降に著しく収入が減少した方は、勤務先発行の月収証明書を提出。提出が難しい場合は、⑤給与明細書の写しでも可。
⑤	給与明細書の写し	2020年中に転職した方、給与金額が大幅に変わった方は提出。（給与明細書最新3か月分を提出）
⑥	給与条件が記載された契約書	④、⑤の提出が難しい場合に提出。

3-2 該当する方のみ提出する書類

⑦	新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書の写し	家計支持者が、緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予等を受けている場合に提出。
⑧	単身赴任等が分かる書類	家計支持者が別居している世帯の場合に提出。

【提出書類に関する注意事項】

- ① 必要書類は、受付期間中に用意して下さい。やむを得ず間に合わない場合は、担当職員にお申し出下さい。書類に不備があった場合は、審査されないことがあります。
- ② 提出した書類は返却いたしませんのでご注意下さい。
- ③ 審査期間中に、書類の追加提出を求めることがあります。その場合には指定された書類を必ず提出して下さい。

5. 申請書受付期間

受付期間： 2020年9月25日（金）まで【当日消印有効】

受付時間： 平日 午前9時から午後5時まで

提出先： 東北文化学園大学 学生部学生課

〒981-8551 仙台市青葉区国見六丁目45番1号

※ 郵送で提出する場合は、必ず簡易書留でお送り下さい。

※ 期限を過ぎた申請は受理致しかねます。

6. 審査方法・減免決定

本制度は、学生個々人の家計基準を算出し、採用候補者を順位付けしたうえで、申請書や学内での修学状況等に基づき人物・学力・家計・諸事情等を考慮し審査します。採用者及び授業料減免額は、選考委員会が、**大学が定める範囲内で決定します。**

※ 審査に際しては、申請書のほかに、東北文化学園大学で保管する成績表、奨学金受給状況等のすべての資料を基礎資料として使用します。

7. 注意事項

- (1) 申請内容で不明な点や提出書類について、大学から電話等で事情を聞くことがあります。
- (2) 本制度の決定を受けたのち、当該年度に限らず、退学した場合及び除籍された場合は、原則として減免した授業料を納入していただきます。
- (3) 申請に伴う提出書類に不正等が確認された場合は、授業料免除の決定を取消し、免除した授業料を納入していただきます。
- (4) 後期の授業料等は、郵送される納入通知書により納入して下さい。本制度決定者には、減免金額を返金いたします。
- (5) 本制度に関して、質問、相談等がある場合は、下記にお問合せ下さい。

○ 東北文化学園大学 学生部学生課 TEL：022-233-6116